

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）	今回修正
<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力事業者の責務</p> <p>(略)</p> <p>第5 救急救助用資機材の整備</p> <p>原子力事業者は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。</p> <p>また、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、<u>被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>第1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の搬送方法等を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。</p> <p>3 府及び<u>原子力災害医療機関</u>は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。</p> <p>4 原子力災害医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。</p> <p>5 府は、<u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、<u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。</p> <p>6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する<u>原子力災害医療機関</u>及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力事業者の責務</p> <p>(略)</p> <p>第5 救急救助用資機材の整備</p> <p>原子力事業者は、<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）</u>の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。</p> <p>また、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、<u>被ばく傷病者等</u>の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>第1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、<u>被ばく傷病者等</u>の搬送方法等を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。</p> <p>3 府は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。</p> <p>4 原子力災害医療機関は、<u>原子力災害医療に係る情報システムの活用</u>に努めるとともに、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。</p> <p>5 府は、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。</p> <p>6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する<u>原子力災害拠点病院</u>及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）	今回修正
<p>築するように努める。</p> <p>（略）</p> <p>8 府、関係市町、原子力事業者及び<u>原子力災害医療機関</u>は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。</p> <p>（略）</p> <h3>第3章 緊急事態応急対策</h3> <p>（略）</p> <h4>第5節 災害情報の収集伝達</h4> <p>（略）</p> <h4>第2 応急対策活動の情報連絡</h4> <h5>1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡</h5> <p>(1) 原子力事業者の情報収集伝達 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。</p> <h4>第10節 医療救護活動</h4> <h5>第1 緊急時医療体制</h5> <p>（略）</p> <p>2 府は、国立大学法人広島大学（国指定の高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（国指定の高度被ばく医療支援センター）と連携して<u>汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者</u>の処置にあたる。</p> <p>（略）</p> <h5>第2 現地医療対策</h5> <h6>1 関係市町及び原子力災害医療機関</h6> <p>（略）</p>	<p>築するように努める。</p> <p>（略）</p> <p>8 府、関係市町、原子力事業者及び<u>原子力災害拠点病院</u>は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。</p> <p>（略）</p> <h3>第3章 緊急事態応急対策</h3> <p>（略）</p> <h4>第5節 災害情報の収集伝達</h4> <p>（略）</p> <h4>第2 応急対策活動の情報連絡</h4> <h5>1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡</h5> <p>(1) 原子力事業者の情報収集伝達 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。 <u>また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生後の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。</u></p> <h4>第10節 医療救護活動</h4> <h5>第1 緊急時医療体制</h5> <p>（略）</p> <p>2 府は、国立大学法人広島大学（国指定の高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（国指定の高度被ばく医療支援センター）と連携して<u>被ばく傷病者等</u>の処置にあたる。</p> <p>（略）</p> <h5>第2 現地医療対策</h5> <h6>1 関係市町及び原子力災害医療機関</h6> <p>（略）</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）	今回修正
<p>(2) 関係市町及び原子力災害医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>原子力災害医療機関</u>を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 原子力災害拠点病院は、状況に応じ、<u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>を派遣するよう努める。</p> <p>2 府</p> <p>(略)</p> <p>(3) 府は、必要と認めるときは、<u>原子力災害拠点病院</u>又は原子力災害現地対策本部に対して、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 府は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて、その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>原子力災害医療機関</u>、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>(1) 各医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、<u>汚染・被ばく患者、被ばく傷病者</u>及び一般傷病者に対する医療活動を行う。</p> <p>(2) 一般傷病者については、必要に応じて、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。</p> <p>4 <u>汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者</u>の原子力災害医療機関等への搬送</p> <p>府は、<u>汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者</u>の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 医療救護活動</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p>	<p>(2) 関係市町及び原子力災害医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>原子力災害拠点病院</u>を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 原子力災害拠点病院は、状況に応じ、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>を派遣するよう努める。</p> <p><u>(5) 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う。また、原子力災害医療協力機関は、府、関係市町や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。</u></p> <p>2 府</p> <p>(略)</p> <p>(3) 府は、必要と認めるときは、<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>又は原子力災害現地対策本部に対して、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 府は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて、その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>原子力災害拠点病院</u>、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。</p> <p><u>(6) 府は、被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関等の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</u></p> <p>3 医療救護活動</p> <p>(1) 各医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、<u>被ばく傷病者等</u>及び一般傷病者に対する医療活動を行う。</p> <p>(2) 一般傷病者については、必要に応じて、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。</p> <p>4 <u>被ばく傷病者等</u>の原子力災害医療機関等への搬送</p> <p>(1) 府は、<u>被ばく傷病者等</u>の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(2) <u>原子力事業者は、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13節 医療救護活動</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p>

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成 31 年 1 月修正）	今回修正
<p>府は、緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、<u>国の指導・助言及び指示等を踏まえ</u>、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。</p> <p>(略)</p> <h2>第 4 章 原子力災害中長期対策</h2> <p>(略)</p> <h3>第 5 節 各種制限措置の解除</h3> <p>府は、<u>緊急時モニタリング</u>の結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断並びに国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、関係市町及び防災関係機関に対して、解除の指示又は要請をする。</p> <p>(略)</p> <h3>第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成</h3> <p>(略)</p> <p>5 <u>汚染・被ばく患者等</u>の追跡調査への協力 原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者</u>に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>府は、緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、<u>国の指示及び要請等を踏まえ</u>、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。</p> <p>(略)</p> <h2>第 4 章 原子力災害中長期対策</h2> <p>(略)</p> <h3>第 5 節 各種制限措置の解除</h3> <p>府は、<u>環境放射線モニタリング等</u>の結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断並びに国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、関係市町及び防災関係機関に対して、解除の指示又は要請をする。</p> <p>(略)</p> <h3>第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成</h3> <p>(略)</p> <p>5 <u>被ばく傷病者等</u>の追跡調査への協力 原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の<u>被ばく傷病者等</u>に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。</p> <p>(略)</p>
<h2>第 5 章 広域避難の受入れ</h2> <p>(略)</p>	<h2>第 5 章 広域避難の受入れ</h2> <p>(略)</p>

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型準換炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援す

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉もんじゅ	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	新型準換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町	—	新型準換炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね5km圏をPAZ（予防的防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置認可計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとすることとされた。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援す

ることとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

ることとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は 100 人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	29,500 人	兵庫県
	高浜町	10,500 人	
	おおい町	8,300 人	
	若狭町	15,000 人	
	計	63,300 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	25,700 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	28,600 人	
	計	54,300 人	
京都府 (7市町)	福知山市	500 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	82,900 人	
	綾部市	8,300 人	
	宮津市	18,200 人	
	南丹市	3,600 人	
	京丹波町	3,000 人	
	伊根町	1,400 人	
	計	117,900 人	
3府県(13市町)計		236,000 人	

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は 100 人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	29,500 人	兵庫県
	高浜町	10,500 人	
	おおい町	8,300 人	
	若狭町	15,000 人	
	計	63,300 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	25,700 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,900 人	
	計	53,600 人	
京都府 (7市町)	福知山市	500 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	82,900 人	
	綾部市	8,300 人	
	宮津市	18,200 人	
	南丹市	3,600 人	
	京丹波町	3,000 人	
	伊根町	1,400 人	
	計	117,900 人	
3府県(13市町)計		236,000 人	

第3節 府の広域避難の受入れ

1 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

2 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

(略)

第3節 府の広域避難の受入れ

1 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

2 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。

(略)